

第 10 回地方消費者委員会（大津）実施報告

平成 25 年 12 月
消費者委員会事務局

- 開催日時：平成 25 年 12 月 14 日（土） 13：30～16：30
- 開催場所：滋賀弁護士会館 4 階大会議室
- 主催：内閣府消費者委員会、特定非営利活動法人消費者ネット・しが
- 後援：滋賀県、大津市、滋賀弁護士会、滋賀県司法書士会
- 参加人数：73 人

○内容のポイント

<プログラム>

公開シンポジウム「健康食品の表示等のあり方について」

1. 開会挨拶

土井裕明 特定非営利活動法人消費者ネット・しが 理事長

2. 基調講演「消費者委員会の活動と食の安全」

講師：河上正二 消費者委員会委員長・東京大学大学院教授

3. 講演「健康食品等について」

講師：阿久澤良造 消費者委員会委員・日本獣医生命科学大学応用生命科学部長

4. ケーススタディ「健康食品に係る問題についての現場からの事例報告」

報告者：清水文子 滋賀県消費生活センター副主幹

5. パネルディスカッション

パネリスト：小林一夫 公益財団法人日本健康・栄養食品協会
健康食品部次長兼 JHFA 担当課長

清水文子 滋賀県消費生活センター副主幹

竹田秀一 消費者庁食品表示企画課長

土井裕明 特定非営利活動法人消費者ネット・しが理事長

コーディネーター：阿久澤良造 消費者委員会委員・日本獣医生命科学大学応用生命科学部長

6. 総括コメント：消費者委員会委員長 河上正二

○パネルディスカッションの概要

「いわゆる健康食品の機能性表示について」を軸に討論が行われた。

<パネリストからの主なコメント>

・①原材料の安全性、②製造工程が管理されていること、③科学的根拠、が確認されたものについては、いわゆる健康食品であっても機能性表示が認められて良いのでは、というのが現在の健康食品業界の解釈ではないか。

・県内における健康食品に係る相談は、送りつけによるものが多く、消費者が表示を確かめるまでに至っていないのが現状。事業者には、何を知ってもらいたいのかをわかりやすく表示した、消費者が冷静に判断できる広告を作成いただきたい。

・消費者庁としては、①安全性確保の仕組みの構築、②消費者の自主的・合理的選択の保障、③根拠のない表示・広告、悪質な販売方法に対する取締りの強化、④バランスのとれた食生活が健康維持の基本であることの理解促進と、「健康食品」の安全な活用のための消費者教育・啓発、情報発信の強化、を図っていく。消費者が納得していわゆる健康食品を利用・購入できるような仕組みを構築していかなくてはならないと考えている。

・いわゆる健康食品については効能効果がうたえないために、効能効果を明言せずイメージさせる広告（イメージ広告）が多いと指摘されている。しかし現状は、特定保健用食品（トクホ）の広告ですら、認められた記載を超えた効能効果をイメージさせる広告を行っている。いわゆる健康食品について、各企業の責任において機能性表示が認められれば、より一層イメージ広告が増えてしまうのではないか。

・規制改革実施計画のなかで、いわゆる健康食品についても機能性表示を認める方向性が示された。ただし、その際は「エビデンス（根拠）があるものに対しどこまで表示して良いのか」も同時に考える必要がある。エビデンスの取り方については、今後有識者に検討していただく必要がある。

・「エビデンスがあるものに対しどこまで表示して良いのか」ということと、「どのような広告を行うか」は別の問題ではないか。一般消費者が広告を見てどのように受け止めるかも検討する必要がある。

・いわゆる健康食品は、高齢者の不安につけこむ形で広告しているのが現状ではないか。消費者が納得して購入するのであれば良いとの意見が出たが、「理解をした上で」という前提がつくのではないか。消費者本人は納得して購入し満足を得ていても、第三者から見るといわゆる健康食品について理解できていないのではないかと思われる事例もある（非常に高額な高麗人参の購入など）。

・消費者委員会のアンケートによると、いわゆる健康食品は利用者の約6割が概ね満足しているとの結果が出ており、ヘルスケア用品のように、満足を得るために利用されている面もあると思われる。誇大広告や送りつけ商法は論外だが、いわゆる健康食品の広告を考

えるうえで、そのような側面も理解する必要がある。

<フロアからの質問・意見>

- ・いわゆる健康食品について、今後何らかの定義を設ける予定はあるのか。
- ・いわゆる健康食品については各企業による機能性表示を認める方向とのことだが、法令を逸脱しているか否かがグレーな広告が増加するのではないか。
- ・健康食品の表示に関するシンポジウムであるならば、医師へも参加を促してはどうか。
- ・トクホ制度が開始されたから20年以上が経過しているが、どの省庁も制度の検証を実施していない。制度自体の存続可否も含め、ぜひ検討いただきたい。
- ・いわゆる健康食品の過剰摂取によるデメリットについてはどうお考えか。

<河上委員長の総括コメント>

- ・「食」は消費生活の基本であり、安全・安心に摂取できることが消費者問題解決の第一歩だと考えている。委員会としても真摯に取り組んで参りたい。
- ・いわゆる健康食品にも機能性表示を認める方向性については、個人的に疑問を覚える。また、トクホ制度についても存続可否についての疑問ももっともだと考える。5～10年毎の見直しなど必要ではないか。現行法の運用については委員会としても注視していきたい。
- ・食品の表示等について、消費者にとって不利益が生じないように、消費者庁と消費者委員会にはブレーキを踏むことが期待されている。
- ・いわゆる健康食品について問題とされているのは一部のアウトサイダーであり、多くは良心的な企業。問題解決のためには良心的な企業の協力が不可欠。

※また、河上委員長は、12月13日に、滋賀県の北川総合政策部長と懇談の後、大津市の越直美市長を表敬訪問した。

(以上)